

○徳島大学病院研修管理委員会（医師臨床研修）規則

平成15年11月21日
制定

（設置）

第1条 徳島大学病院（以下「本院」という。）に、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第6条第1項の規定に基づき、徳島大学病院研修管理委員会（医師臨床研修）（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、本院における医師卒後臨床研修に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研修プログラムの全体的な管理（プログラムの作成・検討、各研修プログラムの相互調整等）に関する事。
- (2) 研修医の全体的な管理に関する事。
- (3) 研修医の研修状況の評価に関する事。
- (4) 採用時における研修希望者の評価に関する事。
- (5) 研修プログラムの評価（全体評価・研修医評価・指導医評価）に関する事。
- (6) 研修後及び中断後の進路について、相談等の支援に関する事。
- (7) その他医師卒後臨床研修に関し必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 卒後臨床研修センター長
- (3) 卒後臨床研修センター副センター長（医科部門担当）
- (4) 本院の卒後臨床研修プログラム責任者
- (5) 協力型臨床研修病院の研修実施責任者
- (6) 研修協力施設の研修実施責任者
- (7) 徳島大学病院卒後臨床研修センター規則第7条第1項第3号、第4号及び第6号に規定する卒後臨床研修センター運営委員会委員
- (8) 本院並びに協力型臨床研修病院及び研修協力施設以外に所属する医師、有識者等
- (9) 薬剤部の職員 1人
- (10) 看護部の職員 1人
- (11) 医療技術部の職員 1人
- (12) 事務部長
- (13) 研修医の代表者
- (14) その他委員会が必要と認める者

2 前項第8号から第11号、第13号及び第14号の委員は、病院長が委嘱し、又は命ずる。

（任期）

第4条 前条第1項第8号から第11号、第13号及び第14号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、第3条第1項第2号の委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（代理出席等）

第7条 第3条第1項第2号から第14号までの委員が会議に出席できないときは、代理の者の出席又は委任状の提出をもって会議に出席したものとみなす。

（委員以外の者の出席）

第8条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第9条 委員会に、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成15年11月21日から施行する。

2 この規則施行後、最初に命ぜられる第3条第1項第8号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附 則 (平成18年3月16日改正)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月18日改正)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月20日改正)

この規則は、令和5年4月20日から施行する。